

特定粉じん排出施設に係る届出等

	種類	届出を必要とするとき	届出の時期
1	設置届	新たに施設を設置しようとするとき	工事着手前
2	使用届	すでに設置又は設置の工事を行っている施設が新たに指定されたとき	指定された時から 30 日以内
3	変更届	施設の構造、使用の方法、処理の方法を変更しようとするとき	工事着手予定の 60 日以上前
4	氏名等変更届	氏名（代表者名）、住所、工場等の名称、所在地を変更したとき	変更後 30 日以内
5	承継届	施設を譲り受け、又は借り受けたとき	承継後 30 日以内
6	廃止届	施設を廃止した時	廃止後 30 日以内

・届出部数は正・副 2 部となります。